

○内閣府令第十号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三十六号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第四項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第六条第三項、第四項及び第七項の規定に基づき、並びに健康増進法（平成十四年法律第三百号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正）

第二条 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第18条関係）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ○ ○ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> 甲 <div style="text-align: center; flex-grow: 1;"> <h2 style="margin: 0;">収去証</h2> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 2px;">記号</td><td style="width: 40px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">番号</td><td></td></tr> </table> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 被収去者の住所又は営業所所在地 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 平成 年 月 日 午後 時 前 7 収去場所 <p style="margin-top: 10px;">健康増進法第27条第1項（同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;"> 所属庁 収去者 職 氏 名◎ 所属庁印 </p> <p>備考</p> <p>※教示事項について（別紙）参照</p>	記号		番号		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ○ ○ </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>（別紙）</p> </div> </div> <p><教示></p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p><参照条文></p> <p>○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄） （特別用途食品の検査及び収去）</p> <p>第27条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。</p> <p>2～5（略） （権限の委任）</p> <p>第35条（略） 2（略） 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 4・5（略）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。
記号					
番号					
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。 2 所属庁印は、赤色とする。 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び◎を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。 				

(食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正)

第三条 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七年内閣府令第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「のうち同条第一項第三号に掲げる事務(特定食品関連事業者以外の食品関連事業者に関するものに限る。)」に係るものについて」を削り、同項第一号中「又は物件」を「若しくは物件」に改め、「要求」の下に「又は立入検査若しくは質問」を、「食品関連事業者」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「又は」を「若しくは」に改め、「要求」の下に「又は立入検査若しくは質問」を加え、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

別記様式第一号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令様式第九号及びこの府令による改正前の食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令別記様式第一号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれこの府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。